

[商品概要説明書]

〈特別金利定期貯金〉

(平成 30 年 4 月 2 日現在適用中)

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 (愛称) | 国産農畜産物ギフトカタログ抽選権付き全国統一年金定期貯金 (結いの恵み) |
| 2. 募集期間 | 平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日 ※ 大幅に金利が変動した時は、条件の変更や取り扱いを中止させていただく事 がございます。 |
| 3. 販売対象 | 個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当する方 ① 当 JA を公的年金受給口座にご指定の方(手続き中を含む) ② 当 JA を公的年金受給口座にご予約された、受け取りまで 2 年以内の方 |
| 4. 対象商品 | 大口定期貯金 |
| 5. 預入 (1) 期間 (2) 方法 (3) 金額 | (1) 1 年(定型方式、自動継続) ※ 自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱いとなり、満期到来後は「結い の恵み」ではない大口定期貯金としての継続となります。 (2) 窓口での一括預入(ATM での取り扱いはいたしません。) (3) 1,000 万円以上、1 円単位 |
| 6. 払戻方法 | 満期日以後に一括払戻 |
| 7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | (1) 年 0.15%(税引前) ※ 預入時の約定利率を満期日まで適用。初回満期日以降は、自動継続時の店頭 表示利率を当該満期日まで適用 (2) 満期日以後に一括払戻 (3) 付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割計算 (4) 20.315%(国税 : 15.315%、地方税 : 5%)の分離課税 ※ 平成 49 年 12 月 31 日までの適用 (5) 店頭掲示のインフォメーション |
| 8. 手数料 | — |
| 9. 付加できる特約事項 | ・当該貯金は総合口座の担保に組み入れ可能です(貸越利率は担保定期貯金の 約定利率に 0.5%を上乗せした利率)。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取り扱いはでき ません。 |
| 10. 中途解約時の取り扱い | ・満期日前に中途解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切 り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入日の 1 ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B 及び C(C の算式により計算した利率が 0%を下回る時は 0%とする) うち、最も低い利率とします。 A : 解約日における普通貯金利率 B : 約定利率 - 約定利率 × 30% C : 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※ 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日ま で新たに預入れるとした場合、その預入の際に適用される利率を基準とし |

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>て算出した当 JA 所定の利率とします。</p> <p>② 預入日の 1 ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次の A 及び B(B の算式により計算した利率が 0%を下回る時は 0%とする)うち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A : 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>B : 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> |
| 11. 貯金保険制度 (公的制度) | <p>当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護される。</p> |
| 12. 苦情処理措置及び紛争 解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当 JA 本支店または金融共済部(TEL : 0183-78-2223)にお申し出ください。当 JA では規則の制定等、苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 JA バンク相談所(TEL : 018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。上記当 JA 金融共済部または秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会 ※ JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 JA バンク相談所にお申し出ください。 |
| 13. 個人情報の取り扱いに 関する重要事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様とお取引のある JA は、当該 JA が所属する都道府県の信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫(農林中央金庫を含めて「JA バンク会員」といいます)は以下目的のためにお客様の個人情報を利用いたします。 (利用目的) <ul style="list-style-type: none"> ・ 懸賞品等の進呈対象者の確認及び懸賞品の発送 ・ 訪問、電話、宣伝物、印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・ 新商品、新サービスの開発のための市場調査・分析 ・ JA バンク会員(代表機関：農林中央金庫)については、次のホームページからご確認いただけます。 http://www.jabank.org/ (平成 30 年 4 月現在) ・ お客様とお取引のある JA は、当該 JA が所属する都道府県の信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫はお客様の以下のじょうほうについて、安全管理措置を講じた上で取得・保有・利用いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、住所、電話番号、口座番号等 ・ 農林中央金庫は本懸賞品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。 |

| | |
|----------------|---|
| 14. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。・50 万円に追記 1 口の国産農産物ギフトカタログ抽選権をお付けします(自動継続後の定期貯金には、懸賞抽選権は付与されません)。・定期組入時、満期到来時における抽選は、それぞれお 1 人様あたり 1 口といたします。・懸賞品の発送をもって当選者の発表とさせていただきます。・懸賞品は当 JA へ届け出されている住所へお届けいたします。お客様の転居先不明等によりお届けできない場合は、当選が無効になる場合がございます。・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。抽選前に中途解約する場合は、抽選権がなくなります。 |
|----------------|---|

詳しくは窓口へお問い合わせください。